



## 喫煙室の有無は標識でわかります!! ～改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例～

2020年4月1日から2人以上の方が出入りする建物は**原則屋内禁煙**となり、喫煙室がある建物には**建物と喫煙室の出入口**に標識の掲示が義務付けられました。

建物出入口には



喫煙専用室あり



加熱式たばこ専用喫煙室あり

【建物内に喫煙室有】



喫煙可能店



喫煙目的店

【全席喫煙（禁煙エリア無）】

喫煙室出入口には



喫煙専用室



加熱式たばこ専用喫煙室

★飲食店は**禁煙**の場合も建物の出入口に標識を掲示する義務があります。

★**喫煙室に20歳未満の方は入れません!!**



特に喫煙可能店は全席喫煙です。**お子様連れの方は入店できません。**



気をつけて!!

**屋外で喫煙するときも、周囲に配慮する必要があります!**

喫煙する方は、周囲に受動喫煙を生じさせないように配慮することが法律で義務付けられています。屋外で喫煙する際は次のことに気を付けましょう。

- ★周りに子供はいませんか?
- ★人通りの多い場所ではありませんか?
- ★煙が流れる方向に他人の家の窓や換気扇はありませんか?

※屋外での喫煙ルールは、市が独自に定めている場合があるのでご注意ください。

東京都受動喫煙防止対策について詳しく知りたい方は [東京都受動喫煙防止条例](#) で [検索](#)

【この記事に関するお問い合わせ】 企画調整課 企画調整担当

このマークは、目の不自由な方などのための「音声コード」で、コードの位置を示すために切り込みを入れてあります。専門の読み上げ装置で読み取ると、記事内容を音声で聞くことができます。

